

# 理容所・美容所開設申請の手引き

(令和6年3月改定)

## 目次

- 1 手続きの流れ . . . . . 1
- 2 開設届に必要な書類 . . . . . 1
- 3 理容師法及び美容師法関係基準 . . . . . 2
  - (1) 構造基準
  - (2) 衛生措置
- 4 保健所の開設検査について . . . . . 4
- 5 よくある質問と回答について . . . . . 5
- 6 開設届記入例 . . . . . 6

### 【申請書案内ページ】

「盛岡市公式ホームページ」  
→「オンラインサービス」  
→「申請書ダウンロード」  
→健康・福祉に関する申請書  
→「保健所」→「生活衛生課」  
→「理(美)容所開設届」

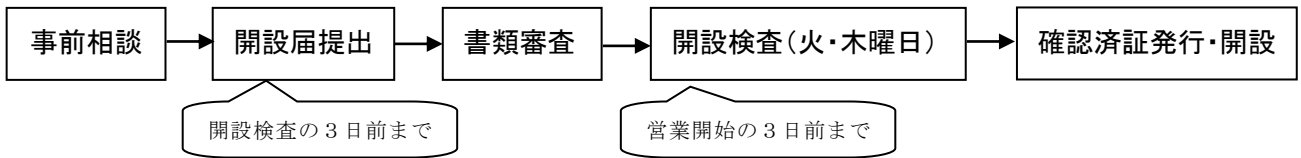
### 【お問い合わせ先】

盛岡市保健所 生活衛生課  
〒020-0884  
盛岡市神明町3番29号5F  
電話 019-603-8310  
FAX 019-654-5665

### 【参 考】

理(美)容師免許証、管理理(美)容師  
書換え・再交付のお問い合わせ先は  
(公財)理容師美容師試験研修センター  
電話 03-5579-6878

## 1 手続きの流れ



- ※ 施設基準に照らして問題がないことを確認する必要がありますので、工事着工前にご相談ください。相談時には、いすや流し台などの配置や作業場・待合所の面積が確認できるような平面図をお持ちください。
- ※ 図面の相談は画像データを電子メールで送付していただくことも可能です。電子メールで相談を希望される場合は、メールに必ず氏名、電話番号を明記してください。
- ※ 開設届を受理してから確認済証ができるまでの標準的な処理日数は7日間（休日を除く）です。ただし、書類に不備がある場合や施設検査で基準に適合しない場合はこの限りではありません。届出書類は施設検査日の3日前までに提出して下さい。
- ※ 施設検査から確認済証発行までは、概ね3日（休日を除く）程度かかりますので、営業開始日から3日前までに開設検査を受けるようにしてください。
- ※ **開設検査は、原則火曜日、木曜日に行います。**実際に営業できるところまで準備が整った状態で検査します。

## 2 開設届に必要な書類

- 開設届（記載例：6ページ）
- 開設検査申請書（盛岡市証紙16,000円）（記載例：7ページ）
- 構造及び設備の概要（別紙様式）（記載例：8ページ）
- 理（美）容師免許証の原本又は写し（有資格者全員分）
  - ※原本は、窓口で確認・コピーした後、お返しします。
  - ※婚姻等で改姓されている方は理（美）容師免許書換えの手続き、免許を紛失した方は再交付の手続きがそれぞれ事前に必要です。
  - お問い合わせは（公財）理容師美容師試験研修センター（03-5579-6878）まで。
- （理（美）容師が常時2名以上の場合）管理理（美）容師講習会修了証書の原本又は写し
  - ※原本は、窓口で確認・コピーした後、お返しします。
  - ※書換え、再交付に該当する場合は理（美）容師免許証と同様に事前の手続きが必要です。
- 健康診断書（有資格者全員分）
  - ※開設届を提出する日から3ヶ月以内のもの。**結核、伝染性皮膚疾患の有無についての診断を含むこと。**
  - ※皮膚疾患とは、伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等。
- 店舗の平面図（記載例：9ページ）
  - ※いす（ベッド）、シャンプー台（洗髪設備）、戸棚、汚物箱、毛髪箱、流し台、消毒器、待合いす、窓、換気扇等の配置、作業場・待合所の面積を確認できるように長さを書き入れたもの。
- 店舗周辺案内地図
- （法人の届出の場合）登記事項証明書（原本又は写し）
  - ※原本返却希望の方は、窓口で確認・コピー後、お返しします。
- （外国人の届出の場合）住民票の写し
  - ※国籍等が記載されたもの

### 3 理容師法及び美容師法関係基準

#### (1) 構造基準

理(美)容所を新たに開設する場合や改築・改装を行う場合は、構造基準を満たす必要があります。

項目	内容
床・腰板	コンクリート、タイル、リノリウムまたは板などの不浸透性材料を使用すること。
洗い場	流水装置とすること。
汚物箱・毛髪箱	ふた付きの汚物箱と毛髪箱をそれぞれ備えること。
採光・照明	作業面の照度を100ルクス以上(300ルクス以上が望ましい)とすること。
換気	空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。
待合所	作業場と区分した客の待合所を設けること。
作業場床面積	理(美)容いす1脚(台)までは6.6平方メートル以上とし、理(美)容いす1脚(台)を増すごとに3.3平方メートル以上を増すこと。 理(美)容いすとは、セットいす、シャンプーいす、顔そり用いす(ベッド)、まつげ施術用いす(ベッド)(美容所に限る。)などを指します。
消毒設備	消毒を要する器具類およびタオルなどを区分して保管できる消毒設備などを設置すること。
救急薬品	外傷に対する応急措置に必要な救急薬品及び衛生材料を常備すること。

#### <作業場面積の面積基準表>

理(美)容いすの脚(台)数	面積基準
1脚(台)	6.6 m <sup>2</sup> 以上
2脚(台)	9.9 m <sup>2</sup> 以上
3脚(台)	13.2 m <sup>2</sup> 以上
4脚(台)	16.5 m <sup>2</sup> 以上
5脚(台)	19.8 m <sup>2</sup> 以上
6脚(台)	23.1 m <sup>2</sup> 以上
7脚(台)	26.4 m <sup>2</sup> 以上
8脚(台)	29.7 m <sup>2</sup> 以上
9脚(台)	33.0 m <sup>2</sup> 以上
10脚(台)	36.3 m <sup>2</sup> 以上
11脚(台)以上	1脚(台)増加すごとに36.3 m <sup>2</sup> に3.3 m <sup>2</sup> を加えた面積以上

## (2) 衛生措置

理(美)容所の営業にあたっては、次の衛生措置を講じなければなりません。

項目	内容
皮膚に接する布片	客1人ごとに取替え、清潔に保つこと。
皮膚に接する器具	客1人ごとに消毒し、清潔に保つこと。
作業衣	従業中は、清潔な作業衣を着用すること。
マスク	顔そり（理容）や結髪、化粧（美容）等の作業など、従業者の呼気が客の顔に触れるおそれのある作業をするときは、清潔なマスクを使用すること。
電気・ガス器具	使用前にその安全性について点検し、使用中も注意を怠らないこと。
医薬部外品・化粧品等	適正に使用すること。

### <器具の消毒方法>

クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそり、その他の皮膚に直接接触して用いられる器具は、十分に洗浄した後、区分に応じ、次のいずれかの方法で消毒しなければなりません。

#### ▼かみそり・血液が付着している器具・血液が付着している疑いがある器具

かみそり（頭髪を切断する用途のみに使用されるものを除く）、血液が付着している器具、血液が付着している疑いがある器具については、次のいずれかの方法で消毒することとされています。

項目	内容
煮沸	沸騰後2分間以上煮沸
エタノール	76.9%から81.4%の水溶液中に10分間以上浸す
次亜塩素酸ナトリウム	0.1%以上の水溶液中に10分間以上浸す

#### ▼かみそり以外で血液が付着している疑いのない器具

上記の器具以外のものは、上記と同じ方法または次のいずれかの方法で消毒することとされています。

項目	内容
紫外線	1平方センチメートル当たり85マイクロワット以上の紫外線を20分間以上照射
蒸気	80℃を超える湿熱に10分間以上触れさせる
エタノール	76.9%から81.4%の水溶液を含ませた綿またはガーゼで器具の表面を拭く
次亜塩素酸ナトリウム	0.01%以上の水溶液中に10分間以上浸す
逆性石ケン	0.1%以上の水溶液中に10分間以上浸す
グルコン酸クロルヘキシジン	0.05%以上の水溶液中に10分間以上浸す
両性界面活性剤	0.1%以上の水溶液中に10分間以上浸す

## 4 保健所の開設検査について

- ・開設検査チェック表のすべての項目が適合とならなければ、検査合格となりません。
- ・開設検査の必要時間は30分程度です。
- ・検査時には、開設者または施設の状況を把握している方の立ち合いをお願いします。
- ・開設検査確認済証は、検査完了日からおおむね3日程度（休日を除く）で交付します。
- ・営業可能な状態での検査になります。検査予定日時までに工事が終わらない場合やいすなどの備品設置が間に合わない場合は、事前に生活衛生課(019-603-8310)あてに連絡してください。

### 【開設検査チェック表】

チェック	項目	検査のポイント
	床・腰板の材料	板・コンクリート・タイル・ビニールクロスなど <u>不浸透性材料</u> （水が染み込まない材料）であることが必要です。 ※床が畳やじゅうたん敷の場合や腰板が障子戸の場合などは、基準に適合しません。
	作業場	① いす・ベッド等の数（待合を除く。）に応じて基準以上の作業場面積が必要です。 基準面積： <u><math>3.3+3.3 \times \text{いす等の数} (\text{m}^2)</math></u> (例) いす3脚(台)の場合 $3.3+3.3 \times 3=13.2\text{m}^2$ 以上 ※壁の内法で長さを測定します。面積に待合所、レジなどの部分は含めません。 ② 構造設備の概要に記載した数の理・美容いす(ベッド)が必要です。
	待合所	<u>作業場とは別に設け</u> 、待合所内にいすの設置が必要です。 ※作業場との仕切りは、なくても差し支えありません。
	給排水	器具洗い場、洗髪設備の <u>給排水が適切に行われること</u> が必要です。 給排水工事が終わっていない場合は、工事終了後に再検査となります。
	汚物箱・毛髪箱	<u>ふた付きのごみ箱</u> （汚物箱・毛髪箱）が2つ必要です。
	消毒設備	構造設備の概要に記載した消毒設備（消毒薬、紫外線消毒器等）が必要です。 次の設備がない場合は、再検査となる場合があります。 ① <u>消毒用エタノール</u> （エタノールの濃度が76.9%から81.4%のもの） または <u>次亜塩素酸ナトリウム液</u> ※いずれの消毒薬も使用期限内のもの。 ② 器具（はさみ・くし・ブラシなど）を <u>消毒薬に浸すための容器</u> （消毒薬に浸すため、器具の厚みに応じた深さのある容器が必要です。）
	明るさ	明るさを照度計で測定します。作業面（いす等）で、 <u>照度が100ルクス以上</u> 必要です。 照度が不足している場合は、設備改善後に再検査となります。
	換気	炭酸ガスの量を測定します。 <u>換気扇または開閉可能な窓</u> が必要です。
	収納設備	構造設備の概要に記載した <u>消毒前の器具と消毒済み器具の収納設備</u> が必要です。 ※ふた付きケース、トレー、棚など。消毒済み器具の収納は、ふた付きケースや棚に収納するなど汚染防止ができる設備が望ましいです。
	救急薬品	構造設備の概要に記載した <u>救急薬品</u> （絆創膏、消毒薬など）が必要です。

## 5 よくある質問と回答について

Q1 複数の店舗を開業していますが、管理理（美）容師は他店舗のと兼務可能ですか？

A1 原則として、他店舗の管理理（美）容師を兼ねることはできません。

Q2 理容所と美容所で作業場所を共用可能ですか？

A2 理容所と美容所の作業場所は、従事する理（美）容師全員が理容師・美容師両方の免許を持っている場合のみ共用可能です。

Q3 理容所と美容所を同じ建物で併設する場合、共用できる施設はありますか？

また、併設する場合の注意点はありますか？

A3 出入口、待合所、トイレ、廊下、受付、器具洗い場は公衆衛生上問題がなければ共用することができます。作業場（カット、シャンプー）は、従事する全員が理容師・美容師の免許がなければ共用できません。

また、併設する場合の注意点は、次のとおりです。

- ・作業場は、理容・美容の表示を明確にし、従業者、利用客、理容・美容行為が混同しないよう区画してください。

- ・作業場の区画は、固定式のパーティションなど、物理的往来を不可能にする構造にする必要があります。

・汚物箱・毛髪箱、消毒設備は共用できません。

Q4 今まで個人で理（美）容所を開業していましたが、法人化した場合の手続きについて教えてください？

A4 法人で新規に開設届か、承継届（事業譲渡）の手続きが必要です。

なお、法人で開設していたのを個人に変える場合も同様です。

Q5 待合所と作業場との区画はパーティションなどで区分する必要はありますか？

A5 待合所と作業場の仕切りは不要です。

Q6 移転に伴い、仮店舗で営業する場合、届出は必要ですか？

A6 仮店舗について、新規での開設届が必要です。検査に合格後に仮店舗で営業が可能です。また、仮店舗の廃止時には、廃止の届出が必要です。

記入例

検査日時： \_\_\_\_\_  
 駐車場： 有 ・ 無 \_\_\_\_\_  
 連絡先： \_\_\_\_\_

理 容 所 開 設 届

記入不要

\*\*\*年\*\*月\*\*日

盛岡市保健所長 様

※美容所の場合は、「理容」を「美容」と読み替えてください。

開設者

施設所在地ではありません。

住 所 盛岡市内丸〇一〇〇

氏 名 盛岡 太郎 押印は不要です。

(電話 \*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*)

〔法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名〕

理容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

管 理 容 師	称	フリガナ <b>モリオカシリヨウシヨ</b> <b>盛岡市理容所</b>	「理(美)容所構造設備の概要」に記入の上、添付してください。 (電話 ***-***-****)
	在 地	盛岡市 <b>神明町△一△△ ××ビル×階</b>	
管 理 容 師	<input type="checkbox"/> 開設者と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 下記のとおり	修了番号	<b>岩手県</b> 第 <b>**</b> 号
	住 所	<b>盛岡市肴町□□一□</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有資格者の従事者全員の氏名を記入（管理理・美容師含む。）</li> <li>理(美)容師免許証（管理理(美)容師については管理理・美容師の修了証書も）の原本を申請時に提示（確認後返却します。）</li> <li>※紛失した方は再交付、婚姻等により改姓されている方は書き換えの手続きが必要（（公財）理容師美容師試験研修センター）Tel 03-5579-0911)</li> </ul>
	氏 名	<b>盛田 花子</b>	
理容所の構造及び設備の概要	別紙のとおり		
従 業 者	氏 名		
	<b>盛田 花子</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> ( ) 都道府県知事 第 <b>****</b> 号	理(美)容師全員の診断書（診断日から3か月以内のもの）を添付
	<b>盛岡 太郎</b>	<input type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input checked="" type="checkbox"/> ( <b>岩手</b> ) 都道府県知事 第 <b>****</b> 号	
	<b>花岡 次郎</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> ( ) 都道府県知事 第 <b>****</b> 号	
		<input type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> ( ) 都道府県知事 第 <b>****</b> 号	
	<input type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> ( ) 都道府県知事 第 <b>****</b> 号		
理容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無		別添診断書のとおり	
開設予定年月日	<b>***年**月**日</b>		
重複開設する美容所 ※該当する場合のみ記入	名 称	フリガナ <b>モリオカシビヨウシヨ</b> <b>盛岡市美容所</b>	
	開設予定年月日	<b>***年**月**日</b>	

管理理(美)容師が開設者の場合は、住所・氏名の記入は不要

管理理(美)容師も記入してください。

- 備考1 理容師が2人以上である理容所の開設の届出をする場合にあつては、管理理容師となる者が管理理容師資格認定講習会を修了していることを証明する書類を添付すること。
- 備考2 同一の場所で現に理(美)容所を開設しているか、又は開設しようとする場合に記入してください。
- 備考3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（国籍等を記載したもの）を添付すること。

記入例

様式第4号（第5条関係）

理容所開設検査申請書

\*\*\*年\*\*月\*\*日

盛岡市保健所長 様

盛岡市  
収入証紙  
貼り付け  
  
(16,000円)

開設者

施設所在地では  
ありません。

住所 **盛岡市内丸〇一〇〇**

氏名 **盛岡 太郎**

押印は不要です。

〔法人にあつては、その名称、  
所在地及び代表者の氏名〕

検査手数料として盛岡市収入証紙  
を貼付  
※現金や、収入印紙、岩手県の収  
入証紙ではありません。

理容師法第11条の2の規定により、理容所の検査を受けたいので申請します。

(A4)



## 理容所構造設備の概要

該当するものに○、又は数値等を記入してください。

店舗の面積（内法）※	作業場① <u>15.6</u> m <sup>2</sup> 、作業場② <u>6.6</u> m <sup>2</sup> 、作業場③ _____ m <sup>2</sup> 待合所 <u>3.6</u> m <sup>2</sup>
床の構造	<u>コンクリート</u> ・ タイル ・ リノリウム ・ 板 ・ クッションフロア その他（ _____ ）
腰板の構造	コンクリート ・ タイル ・ リノリウム ・ 板 ・ <u>ビニールクロス</u> その他（ _____ ）
作業場の照明	（ LED ・ <u>蛍光灯</u> ・ 白熱灯 ・ その他（ _____ ） ） <u>40</u> W <u>6</u> 個 ・ <u>20</u> W <u>10</u> 個 ・ _____ W _____ 個
換気方法	機械換気（換気扇等） <u>3</u> 箇所 ・ 自然換気（開閉自由な窓） <u>6</u> 箇所
理容いす	セットいす <u>3</u> 脚 / シャンプーいす _____ 脚 ・ 顔そり用いす（ベッド） <u>1</u> 脚(台) ・ その他（ _____ 脚(台) ）
洗髪設備	<u>4</u> 箇所（材質 <u>陶器</u> ・ プラスチック ・ その他（ _____ ））
器具洗い場	<u>1</u> 箇所（材質：陶器 <u>ステンレス</u> ・ その他（ _____ ））
消毒設備	紫外線消毒器 <u>1</u> 台 ・ 蒸気消毒器 _____ 台 ・ 煮沸消毒器 _____ 台
	（薬品消毒） <u>消毒用エタノール</u> ・ 次亜塩素酸ナトリウム ・ 逆性石ケン グルコン酸クロルヘキシジン ・ 両性界面活性剤
	消毒容器 <u>1</u> 個
	薬液量計 <u>500</u> ml用 <u>1</u> 個 ・ _____ ml用 _____ 個
収納設備	消毒済器具用 <u>1</u> 箇所 （ 棚 ・ <u>ふた付ケース</u> ・ その他（ _____ ） ） 未消毒器具用 <u>2</u> 箇所 （ 棚 ・ ケース ・ <u>トレイ</u> ・ その他（ _____ ） ）
ふた付汚物箱	<u>1</u> 個
ふた付毛髪箱	<u>1</u> 個
救急薬品等	<u>絆創膏</u> ・ <u>消毒液</u> ・ 包帯 ・ ガーゼ ・ その他（ _____ ）
排水先	<u>下水道</u> ・ 浄化槽 ・ その他（ _____ ）

※作業場が個室など独立している場合は、同じ施設内であってもそれぞれの作業場ごとに面積を記入してください。

【平面図（記載例）】

